

議案第七号

港区保健衛生事務手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十七年二月十八日

提出者 港区長 武井雅昭

港区保健衛生事務手数料条例の一部を改正する条例

港区保健衛生事務手数料条例（平成十二年港区条例第十七号）の一部を次のように改正する。
別表十二の二の項の次に次のように加える。

| | | | |
|--|-----------------------------------|----------------|-----------------|
| <p>十二の三 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十九条第一項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の申請に対する審査</p> | <p>高度管理医療機器等販売業又は貸与業許可申請手数料</p> | <p>三万四千百円</p> | <p>許可申請のとき。</p> |
| <p>十二の四 医薬品、医療機器等の品質、有効性</p> | <p>高度管理医療機器等販売業又は貸与業許可更新申請手数料</p> | <p>一万二千四百円</p> | <p>更新申請のと</p> |

| | | | |
|---|---|-----------------------------------|---|
| <p>十三の六 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第... 六第一項の規定に</p> | <p>十三の五 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第... 五第一項の規定に</p> | <p>別表十三の五の項及び十三の六の項を次のように改める。</p> | <p>及び安全性の確保等に 及する法律第三十九条 第四項の規定に基づく 高度管理医療機器等 の 販売又は貸与業の許 可の更新の申請に対す る 審査</p> |
| <p>薬局開設・医薬品販売業 高度管理医療機器等 販売業又は 貸与業許可証の再 交付手数料</p> | <p>薬局 医薬品販売業 高度管理医療機器等 販売業 又は 貸与業</p> | | |
| <p>三千五百円 二千九百円</p> | <p>二千五百円 二千四百円</p> | | |
| <p>再交付の申請と</p> | <p>書換の申請と</p> | | <p>き。</p> |

| | | |
|--|-------------------------------------|--------------|
| <p>基づく薬局の開設並びに同令第四十六条第一項の規定に基づく医薬品の販売業及び高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可証の再交付</p> | <p>3 業又は貸与業 高度管理医療機器等販売</p> | <p>三千四百円</p> |
| | | |

付 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(説明)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十五年法律第四十四号）の施行による医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）の一部改正及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第二号）の施行による医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）の一部改正により、高度管理医療機器等の販売業及び貸与業に係る許可等の事務が区に移譲されることに伴い、手数料を新設するため、本案を提出いたします。